令和８年外務省令第２０号
旅券法施行規則の一部を改正する省令

令和８年６月２４日
外務省領事局旅券課

１　改正の概要

旅券法施行規則（令和４年外務省令第１０号）第８条第２項、第２３条並びに別記様式第１号から第３号の２様式、別記第５号から第６号の２様式、別記第８号から第１０号様式及び別記第１２号から１７号の２様式までについて所要の改定を行った。

２　改正の理由

（１）旅券法の一部を改正する法律（令和８年法律第１９号）の施行により、旅券法施行規則第８条第２項に規定される公用旅券の発給請求における戸籍謄本提出条件の改定が必要となった。

（２）旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する政令（令和８年政令第１７７号）の施行により、令和８年７月１日以降、これまで旅券法施行規則第２３条に規定されていた、直接外務大臣に申請する場合の手数料の納付方法は、旅券法施行令第１条第２項において規定することとなったため、旅券法施行規則第２３条を規定する必要がなくなった。

（３）旅券法の一部を改正する法律（令和８年法律第１９号）の施行により、有効期間５年の旅券を申請できる対象者を１８歳未満の者のみとし、また、残存有効期間同一旅券を申請できる対象者を１８歳以上の者のみとしたこと等を受けて別記様式の改定が必要となった。

（了）